

ひらつか元気応援ポイント事業



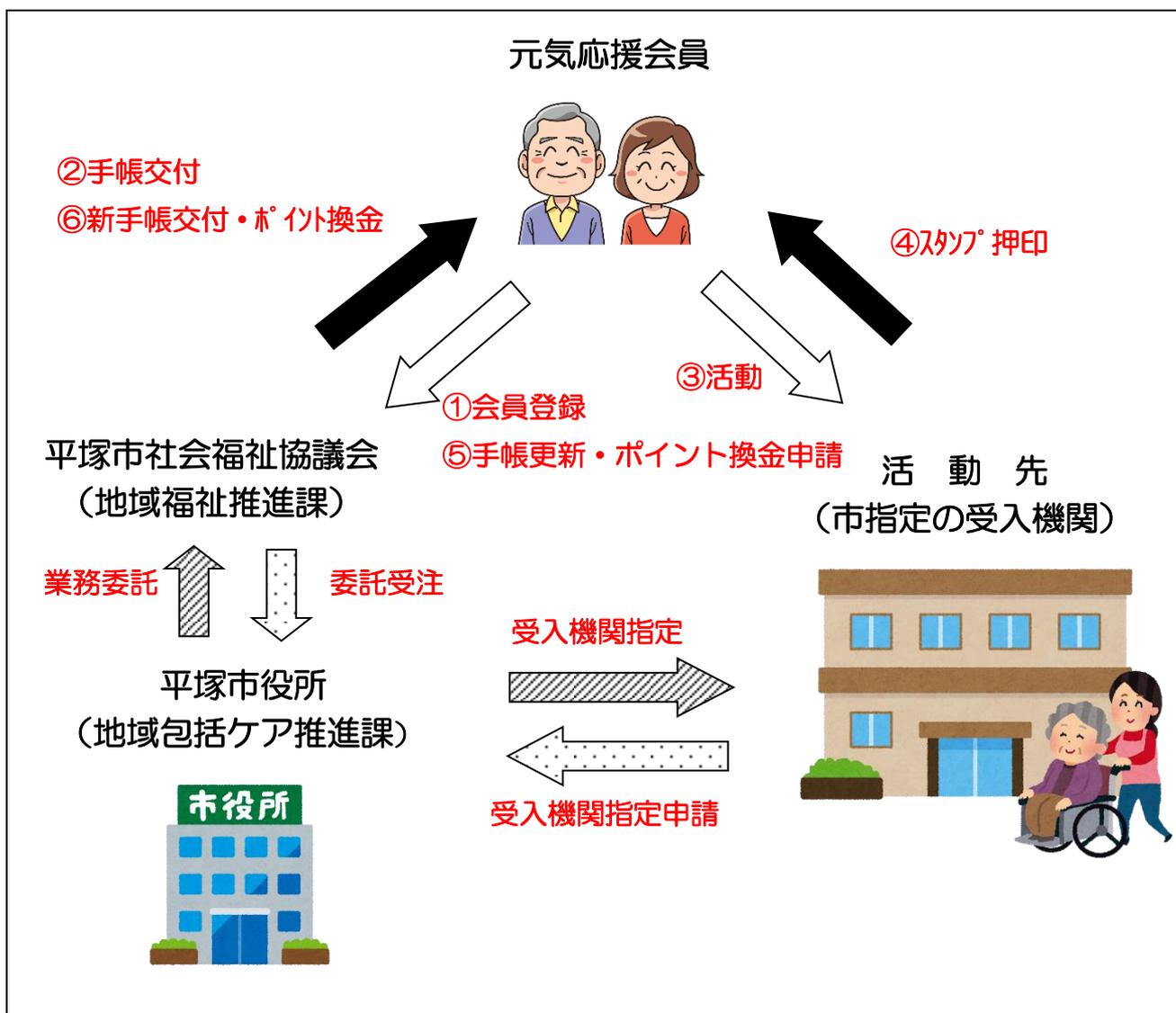
令和4年4月～令和5年3月

平塚市・平塚市社会福祉協議会

目次

1. 事業の概要.....	3
2. 元気応援ポイント事業利用の流れ.....	3
3. 受入機関.....	7
4. 活動内容.....	11
5. 活動する際のポイント.....	14
6. 活動当日の心構え.....	14
7. 怪我や事故に遭った場合は.....	15
8. 今後の予定.....	16

元気応援ポイント事業イメージ図



1. 事業の概要

ひらつか元気応援ポイント事業とは？

【目的】

この事業は、介護予防事業の一つとして、65歳以上の皆さんが元気応援ポイント事業を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としております。そして平塚市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

【対象者】

平塚市介護保険料を納めている平塚市在住の65歳以上の方

2. 元気応援ポイント事業利用の流れ

(1) 元気応援会員登録・手帳の交付について

説明会に出席し、事業の概要や活動の心構え等を聞いた上で、活動に参加を希望する方は、ひらつか元気応援ポイント事業登録申請書を記入し、平塚市社会福祉協議会にご提出ください。

会員登録後、ひらつか元気応援ポイント手帳と受入れ機関の一覧を配布いたします。

※説明会終了後、元気応援会員に登録される方は、身分証明書は必要ありません。後日登録を希望される場合は、平塚市社会福祉協議会（平塚市福祉会館内）にて登録手続きを行ないますが、その際は身分証明書が必要となります。

※1度説明会に参加した方は、2度目の説明会への参加は不要です。

(2) 元気応援ポイント活動を開始します

受入機関により、活動は様々です。受入機関一覧をご確認いただき、ご自身に合った活動、受入機関を選んでいただきます。活動の日程等につきましては、元気応援ポイント受入機関に各担当者がいますので、連絡をとっていただき、相談、調整した後、活動が始まります。

※受入機関に直接連絡しにくい等ありましたら、平塚市社会福祉協議会が間に入り調整いたしますので、お気軽にご相談ください。〔TEL 33-3100〕

(3) 手帳にスタンプをもらいます (令和4年4月1日～令和5年3月末まで)

受入機関ごとに元気応援会員受付台帳がありますので、日付・開始時間・会員番号を記入してください。活動が終了したら、台帳に終了時間を記入し、受入機関の担当者に手帳を提示してください。活動時間に応じてスタンプを手帳に押印します。

※スタンプは1時間の活動で1個、1日あたり2個が上限です。なお、交通費等の支給はありません。

(4) ポイント数に応じて交付金や元気応援セットに交換出来ます

換金は、4～5月の申請期間に貯まったポイントを交付金及び元気応援セット(平塚の名産品)、への交換や、寄付をすることができます。

【ポイントの換金申請】

令和5年4月10日(月)～5月12日(金)

平日 午前9時30分～午後3時30分(土日・祝日は休み)

場 所 平塚市福社会館 2階
平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課

持ち物 ・ひらつか元気応援ポイント手帳
・身分証明書(健康保険証、介護保険証等)
・ポイント活用申出書
(ポイント換金申請及び手帳更新手続き案内に同封)

※会員登録をされた方に「ポイント換金申請及び手帳更新手続き案内通知文」を3月下旬頃に郵送しますので、持ち物等ご確認の上ご来館ください。

○交付金

ポイント数	ひらつか元気応援ポイント交付金
1ポイント	100円
2ポイント	200円
}	}
49ポイント	4900円
50ポイント	5000円
51ポイント	5000円

※1スタンプ100円とし、5,000円を限度に100円単位で交付金を交付します。

交付金交付例： スタンプ数が38だとすると…

交付金は3,800円になります。

※スタンプは、次年度には繰越できません。

○元気応援セット（平塚市の名産品）

ポイント数	元気応援セット
20ポイント	20Pセット
30ポイント	30Pセット
40ポイント	40Pセット
50ポイント	50Pセット

※介護保険料納付の確認について

交付金申請時の前々年から交付金申請年までの2年間について、介護保険料の納付状況を平塚市が確認いたします。

なお、介護保険料未納の方には、交付金及び元気応援セットの交換はできません。

(5) ひらつか元気応援ポイント手帳の更新

手帳の有効期間は、1年間（令和4年4月1日～令和5年3月末）となります。活動の継続を希望される方は、平塚市社会福祉協議会（平塚市福祉会館）にて、元気応援ポイント手帳の更新手続きをお願いします。

【手帳の更新】

令和5年4月10日（月）から随時

平日 午前9時30分～午後3時30分（土日・祝日は休み）

【持ち物】

- ・ ひらつか元気応援ポイント手帳
- ・ 身分証明書（健康保険証・介護保険証等）

令和5年4月1日～5月12日までの活動について

4月1日から5月12日までの活動ポイントは、手帳の20ページ「令和5年4月1日～5月12日用押印欄」にスタンプを押印いたします。手帳更新時に新手帳へスタンプを引継ぎします。

3. 受入機関

ひらつか元気応援ポイント事業の受入機関（施設種別）は次のとおりです。
なお、受入機関は、会員登録時にお渡しする「受入機関一覧」をご覧ください。

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）
- 上記施設併設並びに市で指定管理しているデイサービスセンター
- 上記施設併設の通所リハビリテーション（デイケア）
- 上記施設併設の病院
- 救護施設
- 認知症高齢者グループホーム
- 介護付き有料老人ホーム
- 湘南ベルマーレ
- 八幡山の洋館
- 保育園
- 子どもの学習支援
- 弁当配布

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

- 施設サービス計画に基づき、入浴、食事等のサービスを提供します。
- 要介護 3 以上の方と、要介護 1 または要介護 2 であって居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる方が利用できますが、入所の必要性の高い方から優先して入所することとされています。各施設で入所のルールを定めて、施設内の入退所検討委員会で入所者を決定します。
- 利用料（利用者負担）は、介護保険一割または二割負担、居住費及び食費です。居住費・食費の額は、施設によって異なりますが、所得の低い方には、負担の限度額が設定されています。
- 設置者は、地方公共団体又は社会福祉法人です。

介護老人保健施設

- 居宅での生活への復帰をめざす施設です。
- 施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理の下で介護、機能訓練等のサービスを提供します。
- 要介護 1 以上の方が利用できますが、入所の必要性が高い方から優先して入所することとされています。
- 利用料（利用者負担）は、介護保険一割または二割負担、居住費及び食費です。居住費・食費の額は、施設によって異なりますが、所得の低い方には、負担の限度額が設定されています。
このほか、希望した場合に、特別な室料、日用品費等の負担が必要です。
- 設置者は、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人のほか、法令で指定された団体です

養護老人ホーム

- 環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、市町村の老人福祉法に基づく処置決定により入所する施設です。
- 原則として、個人では申し込めません。
- 設置者は、地方公共団体又は社会福祉法人です。

救護施設

- 生活保護法に基づく社会福祉施設です。身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。
- 生活保護法に基づく社会福祉施設です。

軽費老人ホーム（A型）

- 身寄りがなく、あるいは家庭の事情によって家族との同居が困難な60歳以上の方が対象です。なお、共に入居される配偶者、親族、特別な事情が認められる方は、60歳未満でも入居できます。
- 横浜市内に設置されている施設を除き、原則として、介護保険の利用者負担第1段階から第3段階の方が対象です。
- 利用料は月額14万円から17万円（食事込）ですが、所得の状況によっては減額があります。
- 食事の提供のほか、生活上の助言やレクリエーション活動等を行います。
- 介護が必要となった場合は、訪問介護等を利用するか、他の施設に移ることになります。
- 設置者は、地方公共団体又は社会福祉法人ですが、県内の施設はすべて社会福祉法人が設置しています。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

- 自炊ができない程度に身体機能が低下し、または独立して生活を営むには不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が対象です。なお、共に入居される配偶者、親族、特別な事情が認められる方は、60歳未満でも入居できます。
- 横浜市内に設置されている施設を除き、原則として、介護保険の利用者負担第1段階から第3段階の方が対象です。
- 利用料は月額11万円から14万円（食事込、自室分光熱水費別）＋家賃相当額で、所得の状況によっては減額があります。家賃相当額は各施設によって異なり、一括、分割、一括と分割の併用と徴収方法も異なります。
- 設置者は、都道府県の認可を受ければ社会福祉法人以外でも可能ですが、現在、県内の施設はすべて社会福祉法人が設置者です。

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

- 共同生活の中で、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境で日常生活を送る中で、入浴や食事等の介護等のサービスを提供します。
- 原則として、要介護1以上で、比較的安定状態の認知症症状がある方が利用できます。ただし、著しい精神症状や行動異常のある方、急性の状態の方は対象になりません。
- 利用料（利用者負担）は、介護保険一割または二割負担のほか、食材料費、おむつ代、家賃相当額等の負担が必要です。
- 設置者は、原則として、法人であれば特に制限はありません。

介護付き有料老人ホーム

- 要介護者を受け入れる「介護専用型」と自立、要支援、要介護者を受け入れる「混合型」があり幅広い状態の人を対象としています。
- 食事をはじめとした健康管理、掃除や洗濯、入浴、排泄など日常生活において介護サービスが提供される施設です。
- 原則として65歳以上の方が入居の対象で、認知症はもちろん、胃瘻や気管切開といった医療ケアが必要な方でも入居可能な施設もあります。
- 入居にあたり初期費用が必要になります。利用料（利用者負担）は、介護保険一割負担のほか、食材料費、おむつ代、家賃相当額等の負担が必要です。
- 設置者は、原則として、法人であれば特に制限はありません。

保育園

- 保育園は、親（保護者）からの申し込みにより、親が働いている、病気の状態にある等の理由により家庭において十分に子どもを保育できない場合に、家庭に替わって子ども（0～5歳の乳児および幼児）を保育（養護と教育が一体となった保育）するため、児童福祉法に位置付けられた「児童福祉施設」です。

子どもの健全な育ちを支え、適切な保育園運営がなされるよう、国の法律や通知によって保育園の設置や運営に必要な基準（職員、食事・栄養、施設整備、保健衛生等）が定められています。これらの条件を満たし都道府県知事の認可を受けた施設が「認可保育園（保育所）」です。

また、子どもの保育のみならず、親や家庭に対し必要に応じて助言や支援を行ったり、保育園を利用していない子育て家庭に対しても子育て相談を受けるなど地域の子育て支援を行なっています。

子どもの学習支援

- 小学生、中学生への学習支援を目的としたボランティアの団体です。地域の子どもたちへの家庭学習の支援と経済格差が教育格差にならないための一助として、無償で学習支援を行っています。

弁当配布

- 高齢者、障がい者、ひとり親世帯などへ弁当提供、配達

3. 活動内容

ひらつか元気応援ポイント事業活動内容

活動内容は受入機関によって異なります。下記8種類の内容のうち、会員の皆さんが取り組みたい内容が、希望の受入機関で受け入れ可能かどうかをご確認ください。

【活動内容】

- ① 利用者の趣味活動や余暇活動のお手伝い
- ② お茶だし・食堂内の配膳・下膳など
- ③ 喫茶などの運営補助
- ④ 散歩、外出、館内移動の補助
- ⑤ 行事の補助（模擬店・会場設営・利用者の移動補助など）
- ⑥ 話し相手
- ⑦ 施設の環境整備等（草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換等）
- ⑧ その他



①利用者の趣味活動や余暇活動のお手伝い

「高齢者施設」

利用者の趣味活動や余暇活動、レクリエーション、音楽（歌）、創作活動、囲碁、将棋等に参加していただき、お手伝いや、一緒に楽しんでいただく活動です。

「保育園」

保育園にて行っている活動等の折り紙・伝承遊び（お手玉・あやとり・凧あげ）に参加していただき、園児と共に楽しんでいただく活動です。



②お茶だし・食堂内の配膳・下膳など

「高齢者施設」

利用者の方へのお茶出しや食堂内での昼食の配膳・下膳等を行う活動となります。利用者に合わせた介護食の形態（きざみ食、とろみ食、ミキサー食など）がありますので、名前を確認し、配膳を行ないます。



③喫茶などの運営補助

「高齢者施設」

施設によっては、利用者や家族、友人等が利用できる喫茶コーナーがあります。そこで飲み物やお菓子等を出していただく活動です。

④散歩、外出、館内移動の補助

※散歩、外出等の移動の際は、職員さんの指示に従ってください。

「高齢者施設」

施設内外を移動する際に、車いすを押したり、自立歩行できる利用者への声かけや見守りをしていただく活動です。



「保育園」

園児が散歩を行う際に、危なくないよう見守りをしていただく活動です。



⑤行事の補助（模擬店・会場設営・利用者の移動補助など）

施設の利用者や園児が季節感を楽しめるよう季節に合わせた行事（花見、運動会、納涼祭、クリスマス会等）を行っていますので、その行事のお手伝いをしていただく活動です。



⑥話し相手

利用者の方達や園児と一緒に会話を楽しむ活動です。

※利用者のプライバシーに関わる内容を聞くこともあるかもしれませんが、会員が会話の中で知り得たことは、他に絶対漏らさないよう、個人情報の保護を徹底してください。

⑦施設の環境整備等（草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換など）

「高齢者施設・保育園」

利用者や園児との直接的な関わりではなく、利用者や園児が施設にて快適に過ごすことができるよう、施設運営側のお手伝いをしていただく活動です。



⑧その他

受入機関によっては、上記7項目以外にも活動がある場合がありますので、詳しくは直接受入機関にご相談ください。ご自身の趣味や、特技を活かした活動、私なら「こんなことが出来る」「こんな物が作れる」「教えることが出来る」等、今まで培った経験を活かしていただけたらと思います。

4. 活動する際のポイント

(1) できる範囲で活動時間をつくる

現在の「ご自身の生活から時間をどれくらい取ることが可能か。」「自宅から通いやすい場所であるか。」等を検討していただき、無理のない範囲で活動を取り入れていただけたらと思います。

ポイント換金の上限である50ポイントの5000円は、1年間で52週ありますので、1週間平均1ポイント分活動すれば貯めることができる計算となります。

(2) 学ぶ気持ちを大切に

技術や方法だけでなく、福祉に関わる制度や、地域でどのような介護保険施設や利用者があるのか等、知ることに出来る機会でもありますので、積極的に学んでいただき、自身の成長に繋げていただけたらと思います。

(3) 誠意を持って自発的・積極的に

せっかくの活動の機会でありますので、人に言われてから行うのではなく、自ら積極的に活動に参加し、貢献していただけたらと思います

5. 活動当日の心構え

限られた時間の中で有意義に活動できるよう、また活動先の迷惑とならないよう、以下に注意して積極的な姿勢で取り組んでください。

(1) 受入機関との連絡をまめにお取りください

活動を予定していても、体調不良や自分以外の理由（ご家族の用事等）で都合が悪くなったり、遅刻する場合は、必ず受入機関に連絡してください。

体調不良の場合は無理せず、別日に変更可能か受入機関にご相談ください。

(2) 身だしなみにご注意ください

利用者と会員両方の事故や怪我を防ぐため、動きやすい服装（アクセサリー類は身につけない）、爪を短くする、長い髪は束ねる等ご配慮ください。

(3) 体調管理はご自身でお願いします

水分補給や、服薬等、体調管理はご自身でお願いいたします。
気分が悪くなった場合等は、すぐに施設職員に相談してください。
感染症予防対策として体調管理記録票を活用してください。

(4) 個人情報の保護

元気応援ポイント活動を行って知り得た個人に関する情報は、正当な理由なく、他人に漏らしたり、また不当な目的に使用してはいけません。元気応援ポイント活動を退いた後も同様となります。個人情報の保護を徹底してください。

(5) 携帯電話・スマートフォンは使用しないでください

利用者の中には、ペースメーカーを入れている方もいます。携帯電話・スマートフォンは持ち歩かず、電源を切って荷物と一緒に預けてください。活動時間内に連絡しなければならない際は、その日の活動を別日に変更することもご検討ください。

(6) 職員に報告・連絡・相談をしてください

利用者の様子に疑問を感じたら、すぐに近くにいる職員に報告してください。利用者の中には体調が急変する方もいらっしゃいます。

6. 怪我や事故に遭った場合は

速やかに平塚市社会福祉協議会（地域福祉推進課）へ連絡を！

「活動中に怪我をした」「相手に怪我をさせてしまった」「物を壊してしまった」「行き帰りに事故に遭ってしまった（ただし寄り道は対象外の場合あり）」という時に、保険が適用されます。

速やかに、施設職員と平塚市社会福祉協議会に必ずご報告をお願いします。
（地域福祉推進課：電話33-3100）

7. 今後の予定

○会員登録・手帳紛失時の再交付

場 所 平塚市福社会館 2階

平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課

持ち物 身分証明書（健康保険証・介護保険証等）

※会員の登録後に、手帳と受入機関一覧が交付され活動が開始できます。

※手帳紛失時は会員受付台帳をもとに手帳及びスタンプの再交付を行います。

○ポイントの換金申請

期 間 令和5年4月10日(月)～5月12日(金)

(平日 午前9時30分～午後3時30分)

○手帳の更新

期 間 令和5年4月10日(月)～随時

(平日 午前9時30分～午後3時30分)

場 所 平塚市福社会館 2階

平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課

持ち物 ・ひらつか元気応援ポイント手帳

・身分証明書（健康保険証・介護保険証等）

当事業のお問い合わせは…

○平塚市福祉部 地域包括ケア推進課 医療・介護連携推進担当

場所：〒254-8686 平塚市浅間町9-1

平塚市役所 1階 118番窓口

電話：0463-23-1111 (代表)

平日(月~金) 午前8時30分~午後5時

○平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課

場所：〒254-0047 平塚市追分1-43 (福祉会館内)

電話：0463-33-3100 (直通)

平日(月~金) 午前8時30分~午後5時



©2012 SHONAN.BM

令和4年3月

